限定承認公告

本籍東京都大田区西六郷三丁目四番地一、最後の住所千葉県印西市小倉台二丁目二番地一棟三〇六号　被相続人　亡　小林百合子

右被相続人は平成二十七年七月九日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十八日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

千葉県印西市小倉台二丁目二番地一棟三〇六号　限定承認者　遠藤　豊美

限定承認公告

本籍鹿児島市下荒田三丁目四番地五、最後の住所東京都国分寺市東元町四丁目一八番三号福寿荘一〇一　被相続人　亡　中島　郁夫

右被相続人は平成二十七年五月二十五日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

静岡県御前崎市白羽五四一二番地の一　限定承認者　増田香代子

限定承認公告

本籍兵庫県南あわじ市八木立石六九番地一、最後の住所兵庫県南あわじ市八木立石六九番地一　被相続人　亡　入谷　二郎

右被相続人は平成二十七年一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十五日神戸家庭裁判所洲本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

滋賀県大津市本宮二丁目三六番地一　五〇四　相続財産管理人　入谷　文章

限定承認公告

本籍大阪府堺市堺区六条通二七番地、最後の住所大阪府堺市南区庭代台四丁二六番九号千道方　被相続人　亡　田中　愛子

右被相続人は平成二十七年七月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十八日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

大阪府堺市南区庭代台四丁二六番九号　限定承認者　千道加代子

限定承認公告

本籍岡山県久米郡美咲町高城五〇番地、最後の住所岡山市北区神田町二丁目一番七二号　被相続人　亡　寺元ゆり子

右被相続人は平成二十七年六月六日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十八日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

岡山県久米郡美咲町藤原四六五番地七　相続財産管理人　重定　妙子

限定承認公告

本籍福岡県福津市津屋崎一丁目六六四番地四、最後の住所山口県下関市秋根新町七番四―四〇七号新下関団地　被相続人　亡　永谷マサエ

右被相続人は平成二十七年三月日時不詳死亡し、その相続人は平成二十七年九月十七日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

福岡県福津市津屋崎一丁目二四番三号　相続財産管理人永谷岩次郎　代理人弁護士　秋山　正行

限定承認公告

本籍福岡県筑紫野市大字山口八〇五番地、最後の住所佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原二四五六―一市営嘉瀬団地一〇九　被相続人　亡　中川　春子

右被相続人は平成二十七年六月二十五日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十四日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

佐賀県佐賀市諸富町山領六一一　相続財産管理人　千住　恒広

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十一月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年十月二日

岡山市北区中仙道二丁目三三番一号　株式会社ケイアイホールディングス　代表取締役　黒木　博之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億二千三百万円減少し、三億二千二百五十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十一月三日であり、社員総会の決議は平成二十七年九月二十五日に終了しております。この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月十七日

掲載頁　五十一頁（号外第八十九号）

平成二十七年十月二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　SCG17特定目的会社　取締役　キム・ジョセフ・ヨングソウル

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十一億二千三百万円減少して三億二千二百五十五万円とし、発行済第一優先出資二万二千四百六十口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十一月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十月二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　SCG17特定目的会社　取締役　キム・ジョセフ・ヨングソウル

訂正公告

平成二十七年八月四日（号外第一七五号）掲載の第五十四期決算公告（枠組）中、「流動負債」「1,089,252」とあるは「流動負債」「1,091,112」に、「**負債合計**」「**1,706,025**」とあるは「**負債合計**」「**1,707,884**」に、「株主資本」「244,829」とあるは「株主資本」「242,969」に、「利益剰余金」「70,794」とあるは「利益剰余金」「68,934」に、「その他利益剰余金」「59,344」とあるは「その他利益剰余金」「57,484」に、「（うち当期純利益）」「（3,761）」とあるは「（うち当期純利益）」「（1,902）」に、「**純資産合計**」「**244,829**」とあるは「**純資産合計**」「**242,969**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十七年十月二日

東京都中央区日本橋人形町三丁目五番九号　東京山喜株式会社　代表取締役　中村　健一

訂正公告

平成二十七年九月二十五日（号外第二一七号）掲載の第五十五期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額に「124,731」とあるは「16,316」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十月二日

東京都新宿区市谷田町二丁目一七番地　株式会社八重洲口会館　代表取締役　後藤　好夫

訂正公告

平成二十七年九月二十四日掲載の合併公告中、「第七九六条第三項」とあるは「第七九六条第二項」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十月二日

富山県砺波市一番町一番一五号　となみ観光交通株式会社　代表取締役　余西　孝

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二日付第二二七号九六　ページ●同日付政府調達第一八五号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）